

社会福祉法人あかつき福社会役員等報酬及び費用弁償規程

制 定 平成27年 3 月30日
改 正 平成29年 2 月10日

（目的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人あかつき福社会（以下「当法人」という。）定款第 8 条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（役員等報酬）

第 2 条 当法人の役員等に、報酬は支給しないものとする。

（費用弁償）

第 3 条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け、法人及び施設の運営に関わる業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。ただし、当法人の職員を兼ねる役員等には支給しない。

2 費用弁償額は、職員旅費支給規則に準じて、その実費相当額とする。

（改廃）

第 4 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成29年 4 月 1 日より施行する。